**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年８月 22 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①カラーズ商事株式会社（カラーズ商旅）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7001号　④カラーズ商事株式会社　東京都荒川区東日暮里６－14－２ＳＫＢＬＤ２階　代表取締役　趙恒啓　⑤本社営業所　東京都荒川区東日暮里６－14－２ＳＫＢＬＤ２階　⑥平成27年９月24日　⑨平成28年６月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都荒川区東日暮里６－14－２ＳＫＢＬＤ２階　カラーズ商事株式会社　代表取締役　趙恒啓

Ｂ　①株式会社栄恒（ＰＡＳ）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3973号　④株式会社栄恒　東京都港区虎ノ門三丁目８番25号　代表取締役　**噌**西邦彦　⑤本社営業所　東京都港区虎ノ門三丁目８番25号日総第23ビル802号　⑥平成８年７月９日　⑧平成28年８月３日　⑩1000万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区虎ノ門三丁目８番25号　株式会社栄恒　代表取締役　噌西邦彦

Ｂ　①有限会社ザ・レーグルス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6131号　④有限会社ザ・レーグルス　東京都練馬区光が丘三丁目７番８－105号　代表取締役　本間宗治　⑤本社営業所　東京都練馬区光が丘３－７－８－105　⑥平成21年１月６日　⑧平成28年７月14日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都練馬区光が丘三丁目７番８－105号　有限会社ザ・レーグルス　代表取締役　本間宗治

Ｂ　①株式会社Ｔ＆Ｃ　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－981号　④株式会社Ｔ＆Ｃ　神奈川県横浜市戸塚区戸塚町849―７　代表取締役　山村哲郎　⑤本社営業所　神奈川県横浜市戸塚区戸塚町849―７　⑥平成23年６月27日　⑧平成28年６月26日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市戸塚区戸塚町849―７　株式会社Ｔ＆Ｃ　代表取締役　山村哲郎

Ｂ　①株式会社サカエツーリストオオサカ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2135号　④株式会社サカエツーリストオオサカ　大阪府南河内郡太子町大字太子122番地の１　代表取締役　阪上光善　⑤本社営業所　大阪府南河内郡太子町大字太子122番地の１　⑥平成13年７月23日　⑧平成28年７月23日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府南河内郡太子町大字太子122番地の１　株式会社サカエツーリストオオサカ　代表取締役　阪上光善

Ｂ　①ＳＡＫＵＲＡ－Ｕ・ＰＬＵＳ株式会社　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－834号　④ＳＡＫＵＲＡ－Ｕ・ＰＬＵＳ株式会社　福岡市博多区博多駅前三丁目９番５号　代表取締役　鮑永才　⑤本社営業所　福岡市博多区博多駅前三丁目９番５号　⑥平成28年５月２日　⑧平成28年７月20日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡市博多区博多駅前三丁目９番５号　ＳＡＫＵＲＡ－Ｕ・ＰＬＵＳ株式会社　代表取締役　鮑永才

**旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告**

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年８月 22 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ＨＫワークス　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－501号　④株式会社ＨＫワークス　札幌市北区北八条西四丁目18番地４　代表取締役　林克郎　⑤本社営業所　札幌市北区北八条西四丁目18番地４　⑥平成18年７月21日　⑦平成28年７月25日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ニュー東京観光自動車株式会社（ニュー東京トラベル）　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－410号　④ケイエム観光バス株式会社（合併前、ニュー東京観光自動車株式会社）　東京都大田区大森南四丁目５番１号　代表取締役　太田晴久　⑤本社営業所　東京都足立区西伊興四丁目７番２号　⑥昭和32年４月８日　⑦平成28年６月30日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社サンフレンズ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2232号　④株式会社サンフレンズ　東大阪市吉田下島25番37号エージェーファースト201号　代表取締役　比留田高久　⑤本社営業所　東大阪市吉田下島25番37号エージェーファースト201号　⑥平成15年５月15日　⑦平成28年７月22日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社東日本トラベル　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－1117号　④株式会社東日本トラベル　八潮市浮塚820番地３　代表清算人　鈴木智代美　⑤本社営業所　八潮市浮塚820番地３　⑥平成17年３月29日　⑦平成26年７月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①国際自動車株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－5800号　④国際自動車株式会社　東京都港区赤坂二丁目８番６号　代表取締役　菅原信一　⑤本社営業所　東京都港区赤坂二丁目８番６号　⑥平成18年９月15日　⑦平成28年７月20日　⑧220万円　⑨1100万円

以上５件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博